

令和6年 4月 19日

工事事業者 様

開成町都市整備課長
(公印省略)

開成町の公共樹の取扱いについて (通知)

日頃、町行政にご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、この度、開成町の公共樹の取り扱いが変更になりました。
令和6年6月1日(土)より変更を行いますのでご留意願います。

● 変更内容

1宅地内に2個以上の公共樹が設置されている状況等で利用用途がない場合、
公共樹および取出し管の原則撤去とする。ただし、利用がある場合この限りで
はない。

● 対象範囲

開成町みなみ地区

※これをもって開成町全域は上記の考えとする。

● 施行およびその範囲

令和6年6月1日以降に新規で申請、提出及び受理された書類全て。

問い合わせ先

都市整備課

TEL 0465-84-0321

FAX 0465-82-5234